

脆弱性評価の結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

○ 住宅・建築物の耐震化等【建設課】

- 県は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な「福島県耐震改修促進計画」を平成 18 年度に策定し、平成 26 年 3 月に改定した。
- 町では、「双葉町耐震改修促進計画」の見直しをしていない。

○ 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等【総務課】

- 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害活動を行うため、防災拠点となる役場庁舎では耐震性を確保するとともに、非常用発電や太陽光発電、蓄電池を導入している。また、町内の公共施設の多くは東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う被害や劣化等により、解体することが決定している。今後、建設を進める各公共施設においては、地域住民や施設利用者等の安全確保のために一時避難所としての機能などを備えるため、施設の安全性や耐震性を確保する必要がある。

○ 教育施設の耐震化等【教育総務課】

- 南小学校及び北小学校については、教育施設としての再利用はしないことが決まっている。さらには、双葉中学校及びふたば幼稚園は解体することが決定している。
- 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、学校施設の耐震化や天井等の落下防止対策、電気・給排水衛生設備等の適切な改修・維持管理を進めていく必要がある。

○ 病院施設・社会福祉施設の耐震化等【健康福祉課】

- 令和 5 年 2 月に双葉町診療所を開所しているが、社会福祉施設は現時点で町内では再開していない。

- 病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入や福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。

○ 児童福祉施設等の機能維持【健康福祉課】

- 町では、原子力災害による全町避難が続いたため、町内には児童福祉施設が再開していない。

○ 保育所・認定こども園の整備等【健康福祉課・教育総務課】

- 町では、原子力災害による全町避難が続いたため、町内には保育所・認定こども園が再開していない。

○ 都市公園施設の減災対策・長寿命化、駅前広場整備等【建設課】

- 都市公園施設の老朽化が進んでいる。長寿命化計画を策定し、施設更新と適切な維持管理に継続して取組み、都市公園の機能保全をしていく必要がある。また、都市計画マスタープランを適宜見直しするとともに、適正な公園整備を進めることが必要である。

○ 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等【建設課】

- 幹線道路の長寿命化計画については、未策定であり、町の復興状況を踏まえた維持補修工事及び修繕工事を施工している。
- 橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、予防保全を取り入れた長寿命化対策に引き続き取り組んでいる。

○ 空き家対策の推進【建設課・復興推進課】

- 町内では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国で解体除染を実施している。倒壊の懸念がある空き家もあり、安全性の確保から早期の解体実施が必要である。また、解体を希望しない地権者もいることか

ら、空き家の有効活用も目指し、空き家・空き地バンクを設置している。

- 現状を踏まえ、空き家対策が計画的かつ円滑に実施されるよう、空き家対策に係る計画を策定する必要がある。

○ 消防広域応援体制の強化【住民生活課】

- 双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携強化に努めており、大規模火災訓練を実施し災害に対して迅速かつ的確な対応ができるよう連携を図っている。
- 町内の消防水利について、避難指示解除区域を中心に消火栓や防火水槽の復旧がされている。消防水利が確保できていない帰還困難区域は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部にて、ローリー車による消火活動を実施することになる。
- 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指令台と令和4年度から連携している。

○ 消防団の充実・強化【住民生活課】

- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、原子力災害により、団員が全国各地へ避難している状況だが、町内での消防団活動を再開している。
- 避難先での生活が長いことなどから、消防団員の減少や高齢化が進んでいる状況であることから、消防団員の待遇改善や機能別団員を導入し、団員確保を図っている。
- 東日本大震災後、婦人消防隊の活動が休止している。
- 消防屯所は第1分団及び第2分団の屯所を整備している。
- 消防ポンプ車は令和6年度に2台更新している。
- 消防団員の装備及びそれ以外の消防設備についても更新を計画的に実施している。

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

○ 海岸保全施設の整備等【農業振興課】

- 県では、津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めていく。一方で、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

○ 防災緑地・海岸防災林の整備【農業振興課】

- 海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、県では防災緑地や海岸防災林の整備に取り組んでいる。合わせて、防災緑地や海岸防災林の整備と海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上を図っていく必要がある。

○ 河川管理施設の整備等【建設課】

- 東日本大震災で被害にあった河川については、災害復旧等の施工により、災害発生時に初動対応が可能な施設となっており、該当施設の適正管理に取り組んでいる。また、水門・被紋等の河川管理施設は、県と町との管理区分の違いがあるものの、相互間の連携により、長寿命化計画に基づく、更新等により正常な状態を常時確保するように取組を強化していく。

○ 津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成【住民生活課】

- 津波防災地域づくり法に基づき、県は、令和4年8月に最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定を公表している。
- 町では、県による津波浸水想定を踏まえた津波ハザードマップを作成し、避難場所の確保や適切な避難行動を周知している。
- さらに、町が津波災害警戒区域に指定されたため、津波ハザードマップを更新する必要がある。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○ 河川管理施設の整備等（再掲）【建設課】

- 東日本大震災で被害にあった河川については、災害復旧等の施工により、災害発生時に初動対応が可能な施設となっており、該当施設の適正管理に取り組んでいる。また、水門・被紋等の河川管理施設は、県と町との管理区分の違いがあるものの、相互間の連携により、長寿命化計画に基づき、更新等により正常な状態を常時確保するように取組を強化していく。

○ 洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップ作成【建設課】

- 国による「避難勧告等に関するガイドライン」が平成 29 年 1 月に改正され、避難勧告等発令時に情報を受け取る立場に立った情報提供のあり方が追加されたことから、県では、市町村へ避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、ガイドラインに沿った発令基準の策定の支援・呼びかけに取り組んでいる。
- 復旧・復興事業に伴い町内の河川改修等を県で実施している。

○ 冠水発生箇所の対策【建設課】

- 町内の定期的なパトロールによる確認、令和 5 年度に策定した内水ハザードマップ等により冠水発生箇所の把握及び初動対応による通行規制の実施等を行う。

○ 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築【健康福祉課】

- 県では、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内 8 方部に水災害対策協議会を設置し、地域自主防災に関する講習会や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設の管理者向け説明会や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。
- 町では、原子力災害による全町避難が続いたため、現在、町内には社会福祉施設等は再開していない。

○ 内水による浸水対策への支援【建設課】

- 令和5年に策定した内水ハザードマップにより、町民に対し浸水危険箇所等の周知を行っている。

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

○ ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備【住民生活課・建設課】

- 県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、危険個所の基礎調査を令和3年度から主に避難指示解除区域で実施し、土砂災害警戒区域に指定している。さらに、帰還困難区域内においても基礎調査を実施している。
- 町では、県による土砂災害警戒区域が指定された結果を基に、土砂災害ハザードマップを作成している。

○ 地すべり防止施設の整備等【農業振興課】

- 町内で地すべり防止指定区域に指定されている区域はない。

○ 治山施設の整備等【農業振興課】

- 度重なる豪雨・長雨や地震の発生により、法面崩壊等の山地災害が全国で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。県では、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施するなど、計画的な治山施設の整備を推進している。
- 町内では、原子力災害による帰還困難区域に位置する施設の復旧整備する時期の目途が立っていない。

○ 砂防関係施設の維持管理【建設課】

- 防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、石熊地区の砂防施設の定期点検や修繕等の機能保持に県と連携しながら取り組んでいる。

○ 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築（再掲）【健康福祉課】

- 県では、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内8方部に水災害対策協議会を設置し、地域自主防災に関する講習会や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設の管理者向け説明会や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。
- 町では、原子力災害による全町避難が続いたため、現在、町内には社会福祉施設等は再開していない。

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

○ 道路の除雪体制等の確保【建設課】

- 5cm以上になる積雪となるのは年間数回程度であるが、適宜適切な除雪を行い、凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 応急給水体制の整備【住民生活課・双葉地方水道企業団】

- ・ 大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄に努めている。
- ・ 双葉地方水道企業団では、災害等に対する各種マニュアルに基づき応急給水体制を構築している。また、災害時の応急復旧や応急給水の応援協力として、双葉郡管工事組合と「災害応急復旧に関する協定」を締結している。

○ 上水道施設の防災・減災対策（耐震化・老朽管の更新）【住民生活課・双葉地方水道企業団】

- ・ 町内は、特定復興再生拠点区域等へのメインとなる配水管復旧を優先的に実施しており、その管種は耐震管を採用している。しかし、メインの配水管以外の水道管の更新計画は未整備であり、当面修繕により復旧を進めていく。
- ・ 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽管更新計画を策定する必要がある。

○ 物資供給体制の充実・強化【住民生活課】

- ・ 大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を関係団体・事業者等と締結していく必要がある。

○ 非常用物資の備蓄【住民生活課】

- ・ 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料や飲料水、生活必需品等の供給を確保するため備蓄計画に基づき、双葉町産業交流センタ

一内の備蓄倉庫及びコンテナ型備蓄倉庫２基に食料品等を備蓄している。

○ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化【住民生活課】

- ・ 大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

○ 緊急輸送路の防災・減災対策【建設課】

- ・ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。なお、救急救援活動等に必要な避難路については、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。

○ 迂回路となり得る農道・林道の整備【農業振興課】

- ・ 農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に維持管理していく必要がある。
- ・ 町内では、原子力災害による帰還困難区域に位置する施設の復旧整備する時期の目途が立っていない。

○ 電力事業者等との連携強化による停電対策の推進【住民生活課】

- ・ 令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。
- ・ 大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、災害時応援協定の締結など、今後も、電力

事業者や民間企業との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいく必要がある。

○ 停電時における電気自動車等の活用【総務課】

- 電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の優れた給電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く住民の理解を深めるとともに、公用車に電気自動車等を導入し、取組の推進を図る。

○ 自助・共助の取組促進【住民生活課】

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するために、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○ 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【住民生活課】

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化をすることができていない。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。

○ 消防広域応援体制の強化（再掲）【住民生活課】

- 双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携強化に努めており、大規模火災訓練を実施し災害に対して迅速かつ的確な対応ができるよう連携を図っている。
- 町内の消防水利について、避難指示解除区域を中心に消火栓や防火水槽の復旧がされている。消防水利が確保できていない帰還困難区域は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部にて、ローリー車による消火活動を実施することになる。

- 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指令台と令和４年度から連携している。

○ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【住民生活課】

- 大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

○ 消防防災ヘリの円滑な運行確保【住民生活課】

- 消防防災ヘリの離着陸場の指定がされていない。

○ 消防団の充実・強化（再掲）【住民生活課】

- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、原子力災害により、団員が全国各地へ避難している状況だが、町内での消防団活動を再開している。
- 避難先での生活が長いことなどから、消防団員の減少や高齢化が進んでいる状況であることから、消防団員の待遇改善や機能別団員を導入し、団員確保を図っている。
- 東日本大震災後、婦人消防隊の活動が休止している。
- 消防屯所は第１分団及び第２分団の屯所を整備している。
- 消防ポンプ車は令和６年度に２台更新している。
- 消防団員の装備及びそれ以外の消防設備についても更新を計画的に実施している。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○ 透析医療機関での非常時対応体制の整備【健康福祉課】

- 災害等に伴う停電・断水が発生した場合であっても透析医療の継続を確保するため、人工透析医療機関における非常用電源や貯水槽の設置による非常時対応体制の整備が求められるが、町は特定復興再生拠点の避難指示が解除されたばかりであり、また現時点では透析医療が可能な医療機関は郡内にはない。

○ 緊急車両等に供給する燃料の確保【総務課】

- ・ 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進める必要がある。

○ 災害時医療救護所開設【健康福祉課】

- ・ 被災地の病院等における診療支援等を行うこととなる災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請など、国や県を通じた災害時医療救護所の開設に向けた、災害時医療救護活動マニュアルを作成する必要がある。

○ 避難所内要援護者の支援【健康福祉課】

- ・ 令和5年2月に双葉町診療所を開所しているが、医師を含む医療従事者は全て町外より来所しているため、夜間、休診日の即対応はできない。
- ・ 県立大野病院の後継となる中核病院が令和11年度に開業予定であるが、町では早期開業を要望している。
- ・ 社会福祉施設は、現時点で町内では再開していない。

○ ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化【健康福祉課】

- ・ 県では、復興祈念公園内のヘリポートを計画している。

○ 病院施設・社会福祉施設の耐震化等（再掲）【健康福祉課】

- ・ 令和5年2月に双葉町診療所を開所している、社会福祉施設は現時点で町内では再開していない。
- ・ 病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入や福祉避難所としての機能を確保することから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。

○ 児童福祉施設等の機能維持（再掲）【健康福祉課】

- 現在、町内には児童福祉施設は整備されていない。
- 災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持【健康福祉課】
 - 令和4年8月に避難指示解除されたが、現時点は町内に社会福祉施設等が整備されていない。
- 福祉避難所の充実・確保【健康福祉課】
 - 令和4年8月に避難指示解除されたが、現時点は町内に福祉避難所が指定できていない。
- 医療提供体制の再構築。【健康福祉課】
 - 令和5年2月に双葉町診療所を開所（内科を標榜）。原則として週3日（火・木・金）の診療のほか、隔週（第1・第3水、第3月）に診療を行っている。医師を含む医療従事者は全て町外より来所しているため、夜間、休診日の即対応はできない。
 - 県立大野病院の後継となる中核病院が令和11年度に開業予定であるが、町では早期開業を要望している。
- 福祉・介護サービスの再構築【健康福祉課】
 - 県では、東日本大震災及び原子力災害の影響により、浜通り地方における福祉・介護分野の人手不足は深刻な状況にあり、避難指示の解除に伴い故郷に帰還する住民に対して十分な福祉・介護サービスを提供できる環境を整えるため、福祉・介護人材の確保に努めている。大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、引き続き、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進していく必要がある。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症等予防措置の推進【健康福祉課】
 - 災害時において、感染症等がまん延する事態を防ぐためには、避難所における手洗い・手指消毒の励行・咳エチケットの徹底・ゴミ保管場所等の適正な衛生管理・5密の回避などの感染症予防対策の実施が不

可欠となるため、職員の感染症対応能力の強化と町民への正しい知識の普及啓発が必要である。

○ 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進【建設課】

- 東日本大震災による下水道被害については、災害復旧工事により、特定復興再生拠点内の復旧を行った。東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設の被害を最小限に食い止めることができるよう業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

○ 下水道施設の維持管理・耐震化【建設課】

- 自然災害等により下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから適切な維持管理が必要とされている。

○ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置への転換促進【建設課】

- 平成 12 年に改正された浄化槽法により、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は原則禁止となったが、帰還困難区域に設置された単独処理浄化槽は残存しており、復興状況に合わせた周知等により、転換促進を進めていく必要がある。

○ 一般廃棄物処理施設の災害対策【住民生活課】

- 大規模自然災害等の発生に備え、双葉地方広域市町村圏組合と協力し、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する必要がある。
- 県では、被災により施設が使用困難の見込みとなった場合は、速やかに当該市町村等の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う必要があるため、「福島県災害廃棄物処理計画」を定めている。また、施設が被災した場合を含め、災害発生後の概ね 2 週間以内の対応が重要であることから、初動対応に特化したマニュアルの整備や、応援協定等の締結により、平時から、双葉地方広域市町村圏組合との連携を強化しておくことが重要である。

○ 家畜伝染病対策の充実・強化【農業振興課】

- 原子力災害による避難指示解除区域内での畜産農家による営農再開は行われていないため、家畜防疫対策は実施していない。

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 避難所環境の充実【住民生活課】

- 東日本大震災及び原子力災害に伴い、震災前の避難所の大半が半壊以上となり、解体していることから避難所が指定できていない。

○ 福祉避難所の充実・確保（再掲）【健康福祉課】

- 令和4年8月に避難指示解除されたが、現時点は町内に福祉避難所が指定できていない。

○ 災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持（再掲）【健康福祉課】

- 令和4年8月に避難指示解除されたが、現時点は町内に社会福祉施設等が整備されていない。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 災害対策本部機能の強化【住民生活課】

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。

○ 業務継続に必要な体制の整備【総務課】

- 大規模災害発生時に町の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、令和6年3月に業務継続計画を策定した。

○ 受援体制の整備【総務課】

- 町の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の受入等を円滑に行う体制及び施設の整備が求められている。

○ 防災拠点施設の機能確保【総務課】

- 町災害対策本部の町内における代替え施設の確保や災害業務に対応できるよう、平常時においても連携体制を強化し、防災拠点化を推進していく必要がある。

○ 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等（再掲）【総務課】

- 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害活動を行うため、防災拠点となる役場庁舎では耐震性を確保するとともに、非常用発電や太陽光発電、蓄電池を導入している。また、町内の公共施設の多くは東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う被害や劣化等により、解体することが決定している。今後、建設を進める各公共施設においては、地域住民や施設利用者等の

安全確保のために一時避難所としての機能などを備えるため、施設の安全性や耐震性を確保する必要がある。

○ 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）【住民生活課】

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化をすることができていない。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。

○ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【住民生活課】

- 大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

○ 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）【総務課】

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進める必要がある。

○ 電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲）【住民生活課】

- 令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。
- 大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、災害時応援協定の締結など、今後も、電力事業者や民間企業との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいく必要がある。

○ 総合行政情報システムのクラウド化【総務課】

- 総合行政情報システム及び基幹系システムは、災害時の安定運用を目的に、システムサーバーの一部をデータセンター及び役場庁舎に分散しているが、データの分散が十分ではない。サーバーや電話交換機等の通信機器について、大規模自然災害等の発生時において、役場庁舎が被災した場合、システムの運用がストップしてしまう可能性がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○ 防災拠点施設の機能確保（再掲）【総務課】

- 町災害対策本部の町内における代替え施設の確保や災害業務に対応できるよう、平常時においても連携体制を強化し、防災拠点化を推進していく必要がある。

○ 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化【秘書広報課】

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われている。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に取り組んでいる。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○ 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化（再掲）【秘書広報課】

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われている。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に取り組んでいる。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○ 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化（再掲）【秘書広報課】

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が

行われている。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に取り組んでいる。

○ 避難行動要支援者対策の推進【健康福祉課】

- 令和4年8月に町民の帰還も始まったため、要支援者名簿を作成している。

○ 福祉避難所の充実・確保（再掲）【健康福祉課】

- 避難指示解除区域内に現時点は町内に福祉避難所が指定できていない。

○ 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）【住民生活課】

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化をすることができていない。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。

○ 雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達と共有【建設課】

- 各関係機関との情報共有により、的確な情報伝達を行う必要がある。

○ 在留外国人に対する多言語による情報提供【秘書広報課】

- 県においては、通訳者を含めた3者同時通話が可能なトリオフォンの設置を（公財）福島県国際交流協会へ委託しており、町においては有効活用できるか調査研究を進めていく必要がある。在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、関係機関と連携して通信機器等の正常な機能確保やバックアップ体制の検討に取り組む必要がある。

○ 自助・共助の取組促進（再掲）【住民生活課】

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するために、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

○ 自主防災組織等の強化【住民生活課】

- 自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。
- 令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動や要支援者を支える体制構築に関する指摘があった。検証結果も踏まえ、自主防災組織を立上げる必要がある。

○ 東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進【教育総務課】

- 児童・生徒が、東日本大震災や原子力災害から経年による意識の薄れを防止することを目的として、避難訓練や防災研修など、体験を通じた防災・減災教育に努めている。

○ 学校における災害対応行動マニュアルの作成【教育総務課】

- 災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるには、各学校において災害対応に係る行動マニュアル（危険等発生時対処要領）を作成することが必要であるが、庁内で学校が再開されていないので、作成していない。

○ 震災・防災教訓の伝承・風化防止【教育総務課】

- 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取組みを国や世代を超えて継承・共有していくため、双葉町東日本大震災記録誌を作成した。

- 県が整備した東日本大震災・原子力災害伝承館には、町から寄贈・寄託した資料が展示されていることから、伝承館を活用しながら震災教訓の継承・風化防止に取り組む必要がある。

○ マイ避難の促進【住民生活課】

- 令和元年東日本台風等による被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多く、事前に具体的な計画を立てていた人ほど早めの水平避難を行っていたという結果が示された。自分の身に危険を感じてからの避難では、命の危険を伴う場合もあることから、ハザードマップで自宅や職場周辺の災害リスクを確認し、日頃から適切な避難する場所や避難のタイミングについて、あらかじめ家族や職場で考え、備えておく「マイ避難」の取組を推進し、適切な避難行動に関する町民の意識の向上を図っていく必要がある。

○ 適切な避難行動の呼びかけ【住民生活課】

- 令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証では、避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しないまま、警戒レベル4の避難勧告等を発令しており、避難行動に時間を要する高齢者等に対し、安全に避難できる状況下で早めの避難行動を促すための避難情報の発令の在り方が課題とされた。また、被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多いという結果となり、より切迫感の伝わる情報発信の必要性が確認された。東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、空振りをおそれずに避難情報を早期に発令することの徹底や多様な手段を活用した情報の伝達、より切迫感の伝わる情報発信に向けた検討など、関係機関と連携して適切な避難行動の呼び掛けに取り組む必要がある。

○ 障がい者、国内外からの旅行者への情報提供【健康福祉課】

- 障がい者に対しては、手話通訳や字幕の付与、テキストデータや音声での提供など、障がい特性に配慮した情報提供の取組を進めるとともに、引き続き障がい者施設等への速やかな情報発信に努めていく。

- 国内外の旅行者が、円滑に避難行動が取れるよう、ピクトグラムサインや多言語サインの設置を促進する。また、外国人旅行者に対しては、災害や避難の概要をまとめたパンフレット等の配布を通じて、災害に対する意識向上を図る。旅行弱者を想定した避難訓練の実施等を通じ、観光事業者との連携体制を構築するとともに、旅行者に向けて県観光ホームページや SNS によりプッシュ型の災害情報発信アプリの登録を促す。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

○ 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進【復興推進課】

- 県では、県内企業の事業継続計画（BCP）策定促進に向けて、県及び商工関係5団体で締結した「福島県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定」に基づき、専門チームによる県内事業者への個別訪問や県と協定団体によるBCP策定支援セミナーの開催等により、各事業者の実態に応じた個別具体的なBCP策定支援に取り組んでいる。
- 町では、県や福島相双復興推進機構（官民合同チーム）と連携して、BCPや事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取組みを推進していく必要がある。

○ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）【建設課】

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。なお、救急救援活動等に必要な避難路については、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。

○ 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）【農業振興課】

- 農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に維持管理していく必要がある。町内では、原子力災害による帰還困難区域に位置する施設の復旧整備する時期の目途が立っていない。

○ 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等（再掲）【建設課】

- 幹線道路の長寿命化計画については、未策定であり、町の復興状況を踏まえた維持補修工事及び修繕工事を施工している。
- 橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、予防保全を取り入れた長寿命化対策に引き続き取り組んでいる。

5-2 食料等の安定供給の停滞

○ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）【建設課】

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。なお、救急救援活動等に必要な避難路については、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。

○ 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）【農業振興課】

- 農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に維持管理していく必要がある。町内では、原子力災害による帰還困難区域に位置する施設の復旧整備する時期の目途が立っていない。

○ 食料生産基盤の整備【農業振興課】

- 食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることになるが、町域の85%を占める帰還困難区域ではその保全も出来ていない。一方で、避難指示解除区域では、令和6年度まで地元で組織された保全管理組合により営農再開を目的に除染後農地の保全管理事業に取り組んでいる。

○ 営農再開の支援【農業振興課】

- 町域の85%は未だ帰還困難区域のままであり、営農再開できていない。しかし、避難指示解除区域では、一部の農地で営農再開が始まっている。また、一部の野菜の出荷制限は解除されたものの、コメの出荷制限は続いているため、令和3年度と令和6年度でコメの試験栽培が行われ、そのコメからは放射性物質濃度は検出限界未満である。

○ 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化【農業振興課】

- 農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む必要がある。
- 令和5年度末に国営かんがい排水事業（請戸川地区）の被災した幹線施設の復旧は完了したが、未被災施設については、長期間、適正な管理ができなかったことから機能低下が著しく進行している可能性が高く、今後、農業用水の安定供給に支障をきたす恐れがある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

○ 電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲）【住民生活課】

- 令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。
- 大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、災害時応援協定の締結など、今後も、電力事業者や民間企業との連携強化を図り、災害時における電力供給の確保に向けて停電対策の充実に取り組んでいく必要がある。

○ 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）【総務課】

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進める必要がある。

○ 再生可能エネルギーの導入拡大【復興推進課】

- 電力需給調整問題や系統基盤の脆弱さへ対応するとともに、産業集積と地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要があることから、双葉町産業交流センター及び駅西住宅において、太陽光発電設備の導入をしている。また、民間企業による両竹、渋川及び鴻草地区においても太陽光発電設備の導入がされている。

○ 停電時における電気自動車等の活用（再掲）【総務課】

- 電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の優れた給電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く住民の理解を深めるとともに、公用車に電気自動車等を導入し、取組の推進を図る。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

○ 上水道施設の防災・減災対策（耐震化・老朽管の更新）（再掲）【住民生活課・双葉地方水道企業団】

- 町内は、特定復興再生拠点区域等へのメインとなる配水管復旧を優先的に実施しており、その管種は耐震管を採用している。しかし、メインの配水管以外の水道管の更新計画は未整備であり、当面修繕により復旧を進めていく。
- 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽管更新計画を策定する必要がある。

○ 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進（再掲）【建設課】

- 東日本大震災による下水道被害については、災害復旧工事により、特定復興再生拠点内の復旧を行った。東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設の被害を最小限に食い止めることができるよう業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

○ 下水道施設の維持管理・耐震化（再掲）【建設課】

- 自然災害等により下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから適切な維持管理が必要とされている。

○ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置への転換促進（再掲）【建設課】

- 平成12年に改正された浄化槽法により、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は原則禁止となったが、帰還困難区域に設置された単独処理浄化槽は残存しており、復興状況に合わせた周知等により、転換促進を進めていく必要がある。

○ 一般廃棄物処理施設の災害対策（再掲）【住民生活課】

- 大規模自然災害等の発生に備え、双葉地方広域市町村圏組合と協力し、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する必要がある。
- 県では、被災により施設が使用困難の見込みとなった場合は、速やかに当該市町村等の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う必要があるため、「福島県災害廃棄物処理計画」を定めている。また、施設が被災した場合を含め、災害発生後の概ね2週間以内の対応が重要であることから、初動対応に特化したマニュアルの整備や、応援協定等の締結により、平時から、双葉地方広域市町村圏組合との連携を強化しておくことが重要である。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

○ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）【建設課】

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。なお、救急救援活動等に必要な避難路については、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。

○ 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）【農業振興課】

- 農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に維持管理していく必要がある。町内では、原子力災害による帰還困難区域に位置する施設の復旧整備する時期の目途が立っていない。

○ 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等（再掲）【建設課】

- 幹線道路の長寿命化計画については、未策定であり、町の復興状況を踏まえた維持補修工事及び修繕工事を施工している。
- 橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、予防保全を取り入れた長寿命化対策に引き続き取り組んでいる。

○ 地すべり防止施設の整備等（再掲）【農業振興課】

- ・ 町内で地すべり防止指定区域に指定されている区域はない。

○ ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）【住民生活課・建設課】

- ・ 県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、危険個所の基礎調査を令和３年度から主に避難指示解除区域で実施し、土砂災害警戒区域に指定している。さらに、帰還困難区域内においても基礎調査を実施している。
- ・ 町では、県による土砂災害警戒区域が指定された結果を基に、土砂災害ハザードマップを作成している。

○ 砂防関係施設の維持管理（再掲）【建設課】

- ・ 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、石熊地区の砂防施設の定期点検や修繕等の機能保持に県と連携しながら取り組んでいる。

○ 河川管理施設の整備等（再掲）【建設課】

- ・ 東日本大震災で被害にあった河川については、災害復旧等の施工により、災害発生時に初動対応が可能な施設となっており、該当施設の適正管理に取り組んでいる。また、水門・被紋等の河川管理施設は、県と町との管理区分の違いがあるものの、相互間の連携により、長寿命化計画に基づく、更新等により正常な状態を常時確保するように取組を強化していく。

○ 鉄道施設の復旧・基盤強化【復興推進課】

- ・ 大規模災害発生時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。
- ・ JR路線についても基盤強化に向け、鉄道事業者と連携を図りながら継続して取組むとともに、東西自由通路や構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国との緊密な連携の下、必要な支援に取り組む必要がある。

○ 地域公共交通の確保【復興推進課】

- 地域公共交通は、災害時の救援に係わる物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤である。
- JR 双葉駅前から中野地区へのシャトルバス等が運行を再開し、経済活動再開や交流人口拡大に取り組んでいる。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化（再掲）【農業振興課】

- 農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む必要がある。
- 令和5年度末に国営かんがい排水事業（請戸川地区）の被災した幹線施設の復旧は完了したが、未被災施設については、長期間、適正な管理ができなかったことから機能低下が著しく進行している可能性が高く、今後、農業用水の安定供給に支障をきたす恐れがある。

○ 農業用ため池ハザードマップの作成等【農業振興課】

- 農業用ため池の防災・減災対策として、防災重点ため池である琵琶湖ため池のハザードマップを作成している。

○ 海岸保全施設の整備等（再掲）【農業振興課】

- 県では、津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めていく。一方で、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

○ 河川管理施設の整備等（再掲）【建設課】

- 東日本大震災で被害にあった河川については、災害復旧等の施工により、災害発生時に初動対応が可能な施設となっており、該当施設の適正管理に取り組んでいる。また、水門・被紋等の河川管理施設は、県と町との管理区分の違いがあるものの、相互間の連携により、長寿命化計画に基づく、更新等により正常な状態を常時確保するように取組を強化していく。

○ ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
【住民生活課・建設課】

- 県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、危険個所の基礎調査を令和３年度から主に避難指示解除区域で実施し、土砂災害警戒区域に指定している。さらに、帰還困難区域内においても基礎調査を実施している。
- 町では、県による土砂災害警戒区域が指定された結果を基に、土砂災害ハザードマップを作成している。

○ 砂防関係施設の維持管理（再掲） 【建設課】

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、石熊地区の砂防施設の定期点検や修繕等の機能保持に県と連携しながら取り組んでいる。

7-2 有害物質の大規模流出・拡散

○ 有害物質の流出・拡散対策の推進【住民生活課】

- 災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、有害物質を取り扱う工場・事業所における化学物質の使用量・製造量や周辺環境（大気・排出水等）を把握する必要がある。
- 町では、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例その他の関連法令に基づき、県とともに、有害物質の拡散・流出防止対策を推進していく必要がある。

○ アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体【住民生活課】

- 災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあるため、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための準備を進めておく必要がある。

○ PCB 廃棄物の適正処理【住民生活課】

- 災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められる。PCB廃棄物の適正処理を促進するため、今後も引き続き、事業者に対する指導等を継続・強化していく必要がある。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

○ 原子力発電所の安全監視【住民生活課】

- 汚染水対策を含めた廃炉に向けた取組やトラブルの状況等を随時確認するため、市町村や専門家等で構成する各種会議体にて、情報共有及びトラブル対策について検討・助言をし、安全な廃炉作業を行うよう改善を図っている。
- 使用済燃料の取り出し作業が進められる中、自然災害によって汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、毎日東京電力よりプラント等の状況報告を受けている。

○ 原子力防災体制の充実・強化【住民生活課】

- 原子力災害の教訓を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを進める。
- 原子力発電所において緊急事象が発生した場合に備え、「福島県原子力災害広域避難計画」の実効性を高めるため、県主催の原子力防災訓練が毎年実施され、課題の抽出や関係者の対応能力向上に努めている。また、国・県と連携し、原子力防災体制の充実・強化に向けて、引き続き、原子力防災資機材の更新や、緊急時連絡網システムの維持管理、原子力防災業務従事者を対象とする各種研修等の取組を実施していく必要がある。

○ 放射線モニタリング体制の充実・強化【住民生活課】

- 町では、町内全域において年に4回720箇所的空間線量率の定点モニタリングや環境試料の分析を実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。

- 地震、津波、台風等の自然災害等を原因とした放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、今後も引き続き国、県と協力しながら放射線モニタリング体制を確保していく必要がある。

○ 放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理【住民生活課】

- 特定廃棄物等を処分する特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）及びクリーンセンターふたば（大熊町）では、災害発生時においても汚染廃棄物が適正に処理される体制を確保するため、国、県、防災関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認等に取り組んでいく必要がある。
- 町内で対象となる廃棄物においては、放射性物資汚染対処特措法に基づき、国が処理を行っている。

○ 中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保【建設課】

- 町では、除染により発生した除去土壌等は、国が中間貯蔵施設で、最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する事業を進めており、国、県、大熊町と締結した安全協定に基づく状況確認や環境安全委員会等により、施設と除去土壌等の輸送の安全確認を行っている。
- 災害発生時においても安全な輸送及び保管における適正な管理体制を確保するため、関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組む必要がある。

○ 除染により発生した除去土壌等の適切な管理【建設課】

- 町は、除染特別地域に指定されていることから、国が除染により発生した除去土壌等については、現場又は仮置等で遮へいした状態で保管されており、中間貯蔵施設へ搬出するまでの間の安全性を確保している。
- 災害発生時において仮置場等で保管されている除去土壌等から放射性物質が飛散・流出する事態を防ぐため、今後も国と連携・連絡体制を強化し、各現場の状況に応じた適正管理及び対応策の明確化・充実を図ることを国に求めていく必要がある。

○ 放射線等に関する正しい知識の普及啓発【健康福祉課】

- 放射線による健康被害や廃炉作業を行っている原子力発電所の状況に対し、現在も町民は不安を抱いていることから、県は、県等が開催する講演会等への参加や環境創造センター（コミュタン福島）での環境学習など放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めている。
- 町では、令和3年12月に長崎大学と連携協定を締結し、町民が安心して帰還できるよう放射能に関する知識や情報の共有、健康影響の不安に応えるリスクコミュニケーション活動に取り組むとともに、庁内に長崎大学による放射性物質の身近な疑問に答える相談窓口を開設し、専門の先生に定期的に駐在いただいて、放射線に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。
- 原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組む必要がある。

○ 様々な教育分野と連携した放射線教育の推進【教育総務課】

- 農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みなど、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取組みに目を向ける機会を通じて、児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、町立小中学校では、県教育委員会が作成した教育指導資料や、文科省、環境省の資料等を使用し、全学年が学習過程に応じた放射線教育を実施している。

○ 震災・防災教訓の伝承・風化防止（再掲）【教育総務課】

- 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取組みを国や世代を超えて継承・共有していくため、双葉町東日本大震災記録誌を作成した。
- 県が整備した東日本大震災・原子力災害伝承館には、町から寄贈・寄託した資料が展示されていることから、伝承館を活用しながら震災教訓の継承・風化防止に取り組む必要がある。

7-4 農地・森林の被害による国土の荒廃

○ 食料生産基盤の整備（再掲）【農業振興課】

- 食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることになるが、町域の85%を占める帰還困難区域ではその保全も出来ていない。
- 一方で、避難指示解除された区域では、令和6年度まで地元で組織された保全管理組合により営農再開を目的に除染後農地の保全管理事業に取り組んでいる。

○ 地すべり防止施設の整備等（再掲）【農業振興課】

- 町内で地すべり防止指定区域に指定されている区域はない。

○ 災害に強い森林の整備【農業振興課】

- 原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や間伐が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にある。森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取組みを実施し、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

○ 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化（再掲）【農業振興課】

- 農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む必要がある。
- 令和5年度末に国営かんがい排水事業（請戸川地区）の被災した幹線施設の復旧は完了したが、未被災施設については、長期間、適正な管理ができなかったことから機能低下が著しく進行している可能性が高く、今後、農業用水の安定供給に支障をきたす恐れがある。

○ 鳥獣被害防止対策の充実・強化【農業振興課】

- 原子力災害により未だ住民が避難しているため、国・町で有害鳥獣を捕獲しているが、その有害鳥獣の生息域は町内全域にわたっている。また、その捕獲等の対策に当たる人材が不足しているため、営農再開した際に農作物等への被害が懸念される状況にある。
- 鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な鳥獣被害防止対策を推進するとともに、それを担う人材の育成に取組み、関係機関が連携して強化していく必要がある。

○ 農業・林業の担い手確保・育成【農業振興課】

- 自然災害の発生に備え、農地を維持管理しその多面的機能が十分に発揮されるよう、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進し、速やかな営農再開や農業担い手の確保に取り組む必要がある。
- 東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業担い手の確保・育成を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害廃棄物処理計画の策定・推進【住民生活課】

- 東日本大震災の経験を踏まえ、平成 26 年 3 月に国は従来の指針に代わる新たな「災害廃棄物対策指針」を策定したが、現在、県及び町において国の新指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定をしている。
- 応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国、県及び関係団体等との連携を強化する取組等により、災害廃棄物処理体制の推進を図る必要がある。

○ 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化【住民生活課】

- 大規模な地震や水害等の発生時には、大量の災害廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に關する災害時応援協定を関係団体と締結するなど、大規模災害発生時において災害廃棄物等を迅速に処理するための体制整備に取り組む必要がある。
- 県や双葉地方広域市町村圏組合等と協力しながら、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に努めていく必要がある。

○ 一般廃棄物処理施設の災害対策（再掲）【住民生活課】

- 大規模自然災害等の発生に備え、双葉地方広域市町村圏組合と協力し、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する必要がある。
- 県では、被災により施設が使用困難の見込みとなった場合は、速やかに当該市町村等の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う必要があるため、「福島県災害廃棄物処理計画」を定めている。また、施設が被災した場合を含め、災害発生後の概ね 2 週間以内の対応が重要であることから、初動対応に特化したマニュアルの整備や、応援協定等の締結により、平時から、双葉地方広域市町村圏組合との連携を強化しておくことが重要である。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）【住民生活課】
 - ・ 大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

- 罹災証明書の速やかな発行を実施するための体制強化【戸籍税務課】
 - ・ 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとしている。一方で、専門的な知識や経験を有する職員数が乏しい状況である。

- 被災建築物等の迅速な把握のための人材確保【戸籍税務課】
 - ・ 町は、発災時において、被災建築物の倒壊等から生ずる二次災害を防止する被災建築物応急危険度判定が速やかに行えるよう、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとしている。一方で、専門的な知識や経験を有する職員数が乏しい状況である。

- 災害時応援協定締結者との連携強化【住民生活課】
 - ・ 民間企業2社と災害時に必要となる発電機や移動トイレなどの機材や物資供給の協定を締結している。また、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、連携強化を図っている。

- 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化【健康福祉課】
 - ・ 大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセ

ンター運営講座、NPOなど情報交換や研修会に参加するなど連携強化に努める必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○ 地域コミュニティの再生・活性化【住民生活課】

- 原子力災害により、町民が全国各地に避難を余儀なくされている。避難指示解除準備区域や特定復興再生拠点区域等の避難指示が解除され、町内での地域コミュニティが活性化してきている。
- 県では、避難地域等 12 市町村における帰還に向けた生活環境等の整備や避難者の帰還促進に向けた交流・相談支援等を行っている。

○ 地域公共交通の確保（再掲）【復興推進課】

- 地域公共交通は、災害時の救援に係わる物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤である。
- JR 双葉駅前から中野地区へのシャトルバス等が運行を再開し、経済活動再開や交流人口拡大に取り組んでいる。

○ 自助・共助の取組促進（再掲）【住民生活課】

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するために、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

○ 自主防災組織等の強化（再掲）【住民生活課】

- 自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことより、組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。

- 令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動や要支援者を支える体制構築に関する指摘があった。検証結果も踏まえ、自主防災組織を立上げる必要がある。

○ 避難行動要支援者対策の推進（再掲）【健康福祉課】

- 令和4年8月に避難指示解除され、町民の帰還も始まったため、現時点において要支援者名簿を作成している。

○ 文化財の防災対策【生涯学習課】

- 国指定史跡清戸迫横穴について、双葉町の歴史的魅力を広く周知するとともに、「文教の町 双葉町」における文化的復興の先駆けとし、確実な次世代への保存、史跡の価値付けの増長、安全で魅力ある活用、それらを実現させるための整備を今後実施していく必要がある。

8-4 風評等による地域経済等への甚大な影響

○ 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等【復興推進課・秘書広報課】

- 県では、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や県産農林水産物等の魅力等についての情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組んでいる。
- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、町においても、町の復旧・復興の取組状況等の正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していく。
- そのために、風評払拭に向けた粘り強い取組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要があり、HPやSNS等を通じた情報発信や、イベントへの積極的な出展によるPRを行っている。

○ 放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）【住民生活課】

- 町では、町内全域において年に4回720箇所的空間線量率の定点モニタリングや環境試料の分析を実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。

- 地震、津波、台風等の自然災害等を原因とした放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、今後も引き続き国、県と協力しながら放射線モニタリング体制を確保していく必要がある。

○ 家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）【農業振興課】

- 原子力災害による避難指示解除区域区域内での畜産農家による営農再開は行われていないため、家畜防疫対策は実施していない。